
7204. 本船・ふ中扱い承認申請変更

業務コード	内 容
HFE	本船・ふ中扱い承認申請変更

1. 業務概要

本船・ふ中扱い承認前に、本船・ふ中扱い承認申請内容の変更を行う。

また、本船・ふ中扱い承認後、輸出入申告までに本船・ふ中扱い承認内容変更を行うこともできる。

本業務を行う場合は、あらかじめ税関に申し出た後に行う。

本業務は、税関の開庁時間にかかわらず行うことができる。

2. 入力者

通関業

3. 制限事項

本業務により発生する本船・ふ中扱い承認申請番号の枝番は、9以下であること。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②本船・ふ中扱い承認申請を行った利用者と同じであること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) 本船・ふ中扱い承認申請DBチェック

(A) 入力された本船・ふ中扱い承認申請番号が本船・ふ中扱い承認申請DBに存在すること。

(B) 本船・ふ中扱い無効となっていないこと。

(C) 以下の登録がされていないこと。

①「本船・ふ中扱い承認申請撤回」

②「本船・ふ中扱い承認申請手作業移行」

③「本船・ふ中扱い承認取消」

(4) 貨物情報DBチェック

(A) 申請識別に輸入貨物を選択した場合は、以下のチェックを行う。

(a) 入力されたB/L番号が貨物情報DBに存在すること。

(b) 当該申請に係る貨物であること。

(c) 輸入貨物であること。

(d) 蔵置場所に貨物が蔵置されていないこと。（「簡易貨物情報登録（SCR）」業務により登録された貨物の場合を除く。）

(e) SCR業務により登録された貨物の場合は、登録されている蔵置場所は本船・ふ中扱いに対応する蔵置場所であること。

(f) 本船・ふ中扱い無効の旨が登録されていないこと。

(g) 本船・ふ中扱い承認申請手作業移行の登録がされていないこと。

(h) 貨物手作業移行されていないこと。

(B) 申請識別に輸出貨物を選択した場合は、以下のチェックを行う。

(a) 入力された輸出管理番号が貨物情報DBに存在すること。

(b) 当該申請に係る貨物であること。

(c) 輸出貨物または積戻し貨物であること。

(d) ~~特定輸出の旨が登録されている~~特定輸出貨物、特定委託輸出貨物または特定製造貨物でないこと。

- (e) 登録されている搬入予定先は、本船・ふ中扱いに対応する蔵置場であること。
- (f) 本船・ふ中扱い無効の旨が登録されていないこと。
- (g) 本船・ふ中扱い承認申請手作業移行の登録がされていないこと。
- (h) 貨物手作業移行されていないこと。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合に処理結果コード「00000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、「00000-0000-0000」以外の処理結果コードを設定の上、処理結果通知出力処理を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) 本船・ふ中扱い承認申請番号の払出し処理

本船・ふ中扱い承認申請番号の枝番を払い出す。

(3) 審査区分選定処理

①本船・ふ中扱い承認前の場合は、本船・ふ中扱い承認申請時の審査区分を引き継ぐ。

②本船・ふ中扱い承認後の場合は、「書類審査扱い」の審査区分に選定する。

(4) 本船・ふ中扱い承認申請DB処理

①本船・ふ中扱い承認申請変更または本船・ふ中扱い承認内容変更された旨を登録する。

②旧本船・ふ中扱い承認申請情報に削除の旨を登録する。

(5) 貨物情報DB処理

本船・ふ中扱い承認申請変更または本船・ふ中扱い承認内容変更された旨を登録する。

(6) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
本船・ふ中扱い承認申請変更控情報	本船・ふ中扱い承認前の場合	入力者
本船・ふ中扱い承認内容変更控情報	本船・ふ中扱い承認後の場合	入力者
本船・ふ中扱い承認申請情報(レコーダ)		税関(通関担当部門)